

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 福島県人事委員会
- 平成二十六年福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験を行う件
- 平成二十六年福島県職員（資格免許職）採用候補者試験を行う件
- 平成二十六年福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験を行う件
- 平成二十六年福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験を行う件
- 平成二十六年福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を行う件
- 平成二十六年福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験を行う件
- 平成二十六年福島県警察官採用候補者試験を行う件

一〇九八六五三一

福島県人事委員会

公告第二号

平成二十六年福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。
平成二十六年四月三十日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
行政事務 警察事務 農業	百三名程度 四名程度 十五名程度	農芸化学、薬学及び心理判定員以外の区分試験 昭和五十四年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者（学歴は問いません。）又は平成五年四月二日以後

農業土木
林業
土木
建築
化学
農芸化学
薬学
畜産
水産
機械
心理判定員

十二名程度
九名程度
三十名程度
二名程度
十名程度
四名程度
四名程度
六名程度
一名程度
二名程度
二名程度

に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したものの若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。

農芸化学 昭和五十四年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者で次の各号のいずれかに該当するもの又は平成五年四月二日以後に生まれた者で第一号又は第二号に該当するものとします。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号に規定する食品衛生監視員の養成施設（大学（短期大学を除きます。）におけるものに限る。）において同号に規定する課程を修めて、当該大学を卒業した者若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みの者

二 大学（短期大学を除きます。）において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みの者

三 第一号又は第二号に該当する者と同等の資格があると人事委員会が認める者

薬学 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）による薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で昭和五十四年四月二日から平成三年四月一日までに生まれたもの（学歴は問いません。）又は平成三年四月二日以後に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したものの若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。

心理判定員 昭和五十四年四月二日以後に生まれた者で、大学（短期大学を除きます。）において心理学を専修する学科を修めて卒業したものの若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれに相当すると認める課程を修めて卒業したものの若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みのものとして、

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。
一 日本の国籍を有しない者

第二次試験	平成二十六年六月二十 二日(日)	福 島 市	<p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
第二次試験	平成二十六年六月二十 七日(金)	福 島 市	<p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
第二次試験	平成二十六年六月二十 七日(金)	福 島 市	<p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
第二次試験	平成二十六年六月二十 七日(金)	福 島 市	<p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多肢選択式)

おりとします。

(二) 専門試験(多肢選択式)

出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

(三) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

第二次試験	平成二十六年六月二十 二日(日)	福 島 市	<p>平成二十六年六月二十七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>
第二次試験	平成二十六年六月二十 七日(金)	福 島 市	<p>平成二十六年六月二十七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>
第二次試験	平成二十六年六月二十 七日(金)	福 島 市	<p>平成二十六年六月二十七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>
第二次試験	平成二十六年六月二十 七日(金)	福 島 市	<p>平成二十六年六月二十七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間 平成二十六年四月三十日(水)から同年五月二十三日(金)までです(郵便による申込みは、同年五月二十三日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。

4 申込受付時間

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年四月三十日(水)から同年五月二十日(火)までです。

5 給与

1 初任給 この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一八一、八〇〇円から二一〇、九〇〇円までの初任給が支給されます。

2 その他の給与

この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一八一、八〇〇円から二一〇、九〇〇円までの初任給が支給されます。

3 初任給

この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一八一、八〇〇円から二一〇、九〇〇円までの初任給が支給されます。

<p>二日(火)から同月二十八日(月)までの七日間のうち指定する一日</p>	<p>(水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。</p>
--	--

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで
合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(10)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(6)

別表二

専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

区分試験	出題分野
行政事務 警察事務	政治学(2)、行政学(2)、憲法(4)、行政法(5)、民法(4)、刑法(2)、労働法(2)、経済学(11)、財政学(3)、社会政策(3)及び国際関係(2)
農 業	栽培学汎論(5)、作物学(5)、園芸学(5)、育種遺伝学(5)、植物病理学(4)、昆虫学(4)、土壤肥料学(4)、植物生理学(4)、畜産一般(2)及び農業経済一般(2)
農業土木	数学(3)、応用力学(3)、水理学(4)、測量(2)、土壤物理学(2)、農業水利(5)、土地改良(5)、農地造成(2)、農業造構(5)、材料・施工(2)、農業機械(3)及び農学一般(4)
林 業	森林政策・森林経営学(13)、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)(12)、林業工学(4)、林産一般(5)及び砂防工学(6)
土 木	数学・物理(10)、応用力学(6)、水理学(6)、土質工学(4)、測量(2)、都市計画(2)、土木計画(6)及び材料・施工(4)
建 築	数学・物理(10)、構造力学(5)、材料学(2)、環境原論(4)、建築史(2)、建築構造(4)、建築計画(5)、都市計画(3)、

建築設備(2)及び建築施工(3)

化学
数学・物理(7)、物理化学(9)、分析化学(3)、無機化学・無機工業化学(6)、有機化学・有機工業化学(9)及び化学工学(6)

農芸化学
物理化学(5)、分析化学(2)、無機化学(3)、有機化学(5)、生物化学(7)、土壌学・植物栄養学(6)、食品科学(6)及び応用微生物学(6)

薬 学
物理・化学・生物(12)、衛生(6)、薬理(6)、薬剤(6)、病態・薬物治療(6)及び法規・制度(4)

畜 産
家畜育种学(5)、家畜繁殖学(4)、家畜生理学(4)、家畜飼養学(4)、家畜栄養学(4)、飼料学(3)、家畜管理学(6)、畜産物利用学(5)及び畜産経営一般(5)

水 産
水産事情・水産経済・水産法規(8)、水産環境科学(5)、水産生物学(5)、水産資源学(4)、漁業学(4)、増養殖学(4)、水産化学(5)及び水産利用学(5)

機 械
数学・物理(10)、材料力学(4)、流体力学(4)、熱力学(4)、電気工学(2)、機械力学・制御(4)、機械設計(6)、機械材料(3)及び機械工作(3)

心理判定
一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)(26)、応用心理学(教育心理学、産業心理学、臨床心理学)(9)、調査・研究法(2)及び統計学(3)

(採用給与課)

公告第三号

平成二十六年年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験を次のとおり行います。
平成二十六年四月三十日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
人	員	

第一次試験 平成二十六年九月二十 福島市 平成二十六年十月三日(金)	区	試験期日	試験地	合格者発表
	分	試験期日	試験地	合格者発表
	試験内容	試験期日、試験地及び合格者発表	試験地	合格者発表

司書 四名程度
栄養士 一名程度

司書 昭和六十二年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者で、図書館法（昭和二十五年法律第八号）による司書の資格を有するもの又は取得見込みのものとし、

栄養士 昭和六十二年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者で、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許を有するもの又は取得見込みのものとし、

ただし、次の各号（栄養士の区分試験にあつては、第二号から第五号まで）のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

- (一) 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。
- (二) 専門試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。
- (三) 作文試験

2 第二次試験

- (一) 口述試験
- (二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

第二次試験	平成二十六年十月二十八日(火)から同月二十九日(水)までの二日間のうち指定する一日	福島市	会津若松市 いわき市	に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
-------	---	-----	---------------	--

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

- (一) 申込受付期間
平成二十六年八月四日(月)から同月二十二日(金)までです（郵便による申込みは、同月二十二日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）。
- (二) 申込受付時間
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年八月四日(月)から同月十九日(火)までです。

公告第四号

区分試験	出 題 分 野
司 書	生涯学習概論(2)、図書館概論(図書館制度を含む。)(6)、図書館経営論(2)、図書館サービス論(6)、情報サービス論(8)、図書館情報資源論(6)、情報資源組織論(8)及び児童サービス論(2)
栄養士	社会生活と健康(3)、人体の構造と機能(6)、食品と衛生(8)、栄養と健康(9)、栄養の指導(6)及び給食の運営(8)

(採用給与課)

別表二
 専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(10)及び数的推理・資料解釈(6)
--

別表一
 教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

- 七 問い合わせ先
この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。
- 六 合格から採用まで
合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。
- 五 給与
1 初任給
この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一六一、四〇〇円から一六五、九〇〇円までの初任給が支給されます。
2 その他の給与
職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十六年八月十九日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表	区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
				行政事務 警察事務 土 木	十八名程度 四名程度 四名程度	平成五年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者(大学(短期大学を除きます。))を卒業した者又は平成二十七年三月末日までに卒業見込みの者を除きます。とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
				平成二十六年年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。 平成二十六年四月三十日 福島県人事委員会		
				一 区分試験、採用予定人員及び受験資格		
				二 試験の方法及び内容 1 第一次試験 (一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。 (二) 専門試験(多肢選択式) (行政事務及び警察事務を除きます。) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。 (三) 作文試験 2 第二次試験 (一) 口述試験 (二) 適性検査 三 試験期日、試験地及び合格者発表		

第一次試験	平成二十六年九月二十八日(日)	福島市 会津若松市 いわき市	平成二十六年十月二日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十六年十月二十八日(火)から同月二十九日(水)までの二日間のうち指定する一日	福島市	平成二十六年十一月十四日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

- 1 受験申込書の配布
 受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。
- 2 受験の申込み
 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
 なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。
- 3 申込受付期間及び申込受付時間
 (一) 申込受付期間
 平成二十六年八月四日(月)から同月二十二日(金)までです(郵便による申込みは、同月二十二日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二

十六年八月四日(月)から同月十九日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十六年八月十九日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一四六、九〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登載された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(7)、人文科学(11)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

別表二

専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

区分試験	出題分野
土木	数学・物理・情報技術基礎(10)、土木基礎力学(構造力学・水理学・土質力学)(14)、土木構造設計(2)、測量(3)、社会基盤工学(5)及び土木施工(6)

(採用給与課)

公告第五号

平成二十六年年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験を次のとおり行います。
 平成二十六年四月三十日

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

福島県人事委員会

区分試験	採用予定人員	受験資格
行政事務 土木	七名程度 四名程度	昭和三十年四月二日以後に生まれた者で、民間企業における職務経験を五年（二年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除きます。）以上有するもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成二十六年九月二十	福島市	平成二十六年十月三十一日

八日（日）

第二次試験	平成二十六年十一月十八日（火）から同月十九日（水）までの二日間のうち指定する一日	福島市	（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
-------	--	-----	---

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

平成二十六年八月四日（月）から同月二十二日（金）までです（郵便による申込みは、同月二十二日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます）。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年八月四日（月）から同月十九日（火）までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十六年八月十九日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一八一、八〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に記載された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(10)及び数的推理・資料解釈(6)

(採用給与課)

公告第六号

平成二十六年福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を次のとおり行います。

平成二十六年四月三十日

福島県人事委員会

一 採用予定人員及び受験資格

1 採用予定人員

三名程度

2 受験資格

昭和六十二年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者で、栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)による栄養士の免許を有するもの又は取得見込みのものとし、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者は、受験できません。

(一) 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産

者

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(三) 福島県職員又は福島県内の市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(四) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

(二) 専門試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成二十六年九月二十八日(日)	福島市 会津若松市 いわき市	平成二十六年十月三日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十六年十月二十八日(火)から同月二十九日(水)までの二日間のうち指定する一日	福島市	平成二十六年十一月十四日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道

事務所及び福島県名古屋事務所
 所に合格者の受験番号を掲示
 するほか、合格者に通知しま
 す。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成二十六年八月四日（月）から同月二十二日（金）までです（郵便による申込みは、同月二十二日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年八月四日（月）から同月十九日（火）までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成二十六年八月十九日（火）にあつては、午後五時まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一六五、九〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県教育委員会に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（10）及び数的推理・資料解釈（6）

別表二

専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会生活と健康（3）、人体の構造と機能（6）、食品と衛生（8）、栄養と健康（9）、栄養の指導（6）及び給食の運営（8）

（採用給与課）

公告第七号

平成二十六年年度福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

平成二十六年四月三十日

福島県人事委員会

一 採用予定人員及び受験資格

1 採用予定人員

十四名程度

2 受験資格

平成五年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者（大学（短期大学を除きます。）を卒業した者又は平成二十七年三月末日までに卒業見込みの者を除きます。）とします。ただし、次の（一）から（五）までのいずれかに該当する者は、受験できません。

（一）日本の国籍を有しない者

（二）成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

（三）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（四）福島県職員又は福島県内の市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

（五）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

（一）教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおり

- りとしす。
- (二) 作文試験
- 2 第二次試験
 - (一) 口述試験
 - (二) 適性検査

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成二十六年九月二十 八日(日)	福 島 市 会津若松市 いわき市	平成二十六年十月三日(金) に福島県庁前掲示場並びに郡 山、白河、会津若松、南会津、 南相馬及びいわきの各福島県 合同庁舎前掲示場並びに福島 県東京事務所、福島県大阪事 務所、福島県北海道事務所及 び福島県名古屋事務所に合格 者の受験番号を掲示するほか、 合格者に通知します。
第二次試験	平成二十六年十月二十 八日(火)から同月二 十九日(水)までの二 日間のうち指定する一 日	福 島 市	平成二十六年十一月十四日 (金)に福島県庁前掲示場並 びに郡山、白河、会津若松、 南会津、南相馬及びいわきの 各福島県合同庁舎前掲示場並 びに福島県東京事務所、福島 県大阪事務所、福島県北海道 事務所及び福島県名古屋事務 所に合格者の受験番号を掲示 するほか、合格者に通知しま す。

四 受験申込みの手續

- 1 受験申込書の配布
受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電
話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県
大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。
- 2 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局

に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該シ
ステムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成二十六年八月四日(月)から同月二十二日(金)までです(郵便による申
込みは、同月二十二日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二
十六年八月四日(月)から同月十九日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該シ
ステムが稼働している時間帯(平成二十六年八月十九日(火)にあつては、午後
五時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一四六、九〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十
六号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県教育委員会に提示さ
れ、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせくださ
い。

別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(7)、人文科学(11)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)
--

(採用給与課)

公告第八号

平成二十六年年度福島県警察官採用候補者試験を次のとおり行います。

平成二十六年四月三十日

第一 警察官A採用候補者試験

福島県人事委員会

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表	一 区分試験、採用予定人員及び受験資格						
				<p>警察官 A (男性・一般) 五十三名程度</p> <p>警察官 A (女性・一般) 十六名程度</p> <p>昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者</p> <p>二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>						
二 試験の方法及び内容	1 第一次試験	(一) 教養試験(多肢選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。	(二) 論文試験	2 第二次試験	(一) 口述試験	(二) 適性検査	(三) 体力検査	(四) 身体検査(測定方式)	(五) 身体検査(持参方式)	三 試験期日、試験地及び合格者発表表

第一次試験	平成二十六年七月十三日(日)	福島市	平成二十六年八月一日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十六年八月二十八日(木)から同月三十一日(日)までの四日間のうち指定する二日	福島市	平成二十六年十月三日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
四 受験申込みの手續	1 受験申込書の配布	1 受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(山木屋駐在所、江名駐在所、小高駐在所、飯館駐在所、広野駐在所、檜葉駐在所、夜の森駐在所、川内駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除きます。)において配布します。	2 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。 なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。
3 申込受付期間及び申込受付時間			

警察官B	四十八名程	昭和五十六年四月二日から平成九年四月一日までに生
------	-------	--------------------------

第二 警察官B採用候補者試験
一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験 採用予定人員 受験資格

- 七 問い合わせ先
この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二二―二一五 一内線二六二三、二六二六）に問い合わせてください。
- 別表一
教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

- 八 社会科（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）
- 五 給与
1 初任給
この試験に合格し、採用されると、二〇八、〇〇〇円の初任給が支給されます。
- 2 その他の給与
職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。
- 六 合格から採用まで
合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

- （一） 申込受付期間
平成二十六年四月三十日（水）から同年五月三十日（金）までです（郵便による申込みは、同年五月三十日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。）
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年四月三十日（水）から五月二十七日（火）までです。
- （二） 申込受付時間
月曜日から金曜日まで（平成二十六年五月五日（月）及び同月六日（火）を除きます。）の午前八時三十分から午後五時十五分までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成二十六年五月二十七日（火）にあつては、午後五時まで）となります。

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成二十六年九月二十一日（日）	福島市 会津若松市 いわき市	平成二十六年十月十日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの

- 二 試験の方法及び内容
1 第一次試験
（一） 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。
- 2 第二次試験
（一） 口述試験
（二） 適性検査
（三） 体力検査
（四） 身体検査（測定方式）
（五） 身体検査（持参方式）
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

（男性・一般） 警察官B （女性・一般）	十四名程度	<p>またた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成二十七年三月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものを除きます。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
----------------------------	-------	--

第二次試験	平成二十六年十一月六日(木)から同月九日(日)までの四日間のうち指定する二日	福島市	平成二十六年十二月十二日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
-------	--	-----	---

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(山木屋駐在所、江名駐在所、小高駐在所、飯館駐在所、広野駐在所、檀葉駐在所、夜の森駐在所、川内駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所、葛尾駐在所、磯部駐在所及び尾浜駐在所を除きます。)において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

申込受付期間
 (一) 平成二十六年七月十一日(金)から同年八月八日(金)までです(郵便による申込みは、同年八月八日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十六年七月十一日(金)から同年八月五日(火)までです。

(二) 申込受付時間
 月曜日から金曜日まで(平成二十六年七月二十一日(月)を除きます。)の午前八時三十分から午後五時十五分までです。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十六年八月五日(火)にあつては、午後五時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一六七、五〇〇円の初任給が支給されます。

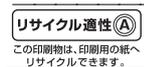
2 その他の給与

第一の五の2に同じです。
 合格から採用まで及び問い合わせ先
 第一の六及び七に同じです。

別表二
 教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(7)、人文科学(11)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

(採用給与課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷